

告 示

埼玉県告示第千三百九十八号

測量計画機関である埼玉県河川砂防課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において使用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県河川砂防課

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

本庄市、美里町、神川町、上里町

四 作業期間

令和五年十月二十六日から令和六年二月二十九日まで